

新たな加工食品の 原料原産地表示制度説明会 開催結果概要



29.12.13 県民くらしの安全課

1 開催概要

目的	平成29年9月1日から施行された加工食品の原料原産地表示制度について、正しい知識の普及を図り、事業者の適正表示、消費者の食品表示の有効活用等を促すことにより、食品に関する信頼の向上と県民理解の増進に資するため、説明会を開催する。
日時・会場	平成29年12月13日(水) 13:30～16:00 キャラホール 大ホール
参加者	180名
内容	◆講演「新たな加工食品の原料原産地表示制度について」 ＜講師＞ 消費者庁食品表示企画課 衛生調査官 川口 貢 氏 ◆質疑等 参加者からの事前質問、会場からの質問等

2 講演

「新たな加工食品の原料原産地表示制度について」

講師 消費者庁食品表示企画課 衛生調査官 川口 貢 氏

内容 食品表示基準一部改正のポイント、新たな原料原産地表示制度に関するQ&Aを中心に、新しい制度の概要と運用上の留意点について解説していただきました。



3 質疑等

参加者から事前に寄せられた質問等のほか、会場の質問・意見に対し、講師等に解説していただきました。

☆司会

岩手県環境生活部県民くらしの安全課
食の安全安心課長 高橋 孝嗣

☆アドバイザー

消費者庁食品表示企画課 衛生調査官 川口 貢 氏

◆ 質疑・意見交換

- 1 業務用加工食品については、原料原産地を容器包装以外に表示しても良いとのことだが、既に食品表示法に対応した一括表示をしている場合でも、そのままにしている良いのか、改版しなくてはならないのか。

また、一括表示をしていない場合、製造国の伝達を製造者固有記号を使用することで、代替できるか。

⇒

- ・ 既に新表示に基づく一括表示をされていて、さらに原料原産地表示ということだが、業務用加工食品の場合は、一括表示でなくとも規格書等で伝達できればよいので、別の方法で伝達してもよい。原料原産地を伝達できるのであれば、新たな表示になったものをあえて変える必要はない。

(次ページに続く)

◆ 質疑・意見交換

- ・ 国内製造である場合、固有記号で代替できるかという質問だと思いが、回答としてはできない。製造者固有記号は、あくまでも製造者か加工者の別であって、産地の変更が伴う実質的な変更かどうかの違いではない。製造者固有記号があるからといって国内製造にかえることはできない。ただし、業務用加工食品を製造されている方が、取引先と別の取り決めがある場合には、必ず国内製造が書かれていなければいけないということではない。資料のp60 QA原原50の3段目に「「製造所」の事項名を表示した上で、製造者の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって、「国内製造である旨」が表示(情報伝達)されているとみなします。」とあるが、製造所の事項が書いてあれば、国内製造を表示しているとみなすとしている。

◆質疑・意見交換

2 昨年度までの改正内容については、新旧混合が認められないこととされているが、原料原産地表示の猶予期間は他と異なることから原料原産地表示のみが旧表示で表示されている場合、表示基準上は差し支えないという解釈でよいか。

⇒

- ・ 平成27年4月1日施行の食品表示基準の制定と原料原産地表示の見直しに係る改正は、別々の府令であり、これは新旧混在には当たらない。他の表示はH27年4月の新表示になって、原料原産地表示は今のまま表示していなくても新旧混在には当たらないし、原料原産地表示だけ表示し、他の表示が新表示になっていなくても同様。ただ、その場合には、他の表示も併せて見直してほしいという話をしている。

◆質疑・意見交換

3 パブリックコメント前は、H32年3月までの猶予期間だったが、H34年3月に延びた理由は何か。

⇒

- ・ 事業者の方々からヒアリングをした中で、新表示に変更するに当たって原料原産地制度の改正を待っている方もいたが、事業者から、新たに産地情報を収集しなければいけない品目があること、大きい企業であればアイテム数も多く、その期間では無理ということを数値等で示していただき、多くの申し出があったので、消費者委員会の意見等も踏まえ、4年半という期間にしたところである。

◆質疑・意見交換

4 外食も表示義務があった方がいいと考えるが、何故、外食産業は対象外なのか。

⇒

- ・ 外食は、そもそも食品表示の対象としていない。外食は、メニューがたえず変わるということ、基本的にその場で聞けるので、現行では食品表示の義務ではない。ただ、メニュー表示の偽装は、景品表示法の対象となる。食品表示をしていただきたいということは山々だが、義務となると、表示をしないと販売できない、あるいは提供できないという非常に重い事項である。全ての外食事業者が表示することは困難なことから、基本的にはこれまでも食品表示法に基づく食品表示については、外食にまで義務はかけていない。農林水産省のガイドライン等も含めて任意で表示してくださいということはさせていたいただいている。

◆質疑・意見交換

5 例えば、紫波町産の原料を使おうと思っているが、足りない場合には、紫波町産以外の他の産地を使おうと思っているという場合、「紫波町産又は盛岡市産」、「紫波町産又は岩手県産」、「紫波町産又は国産」は認められるか。

⇒

- 「紫波町産又は盛岡市産」は可能。ただし、「紫波町産又は岩手県産」、「紫波町産又は国産」のように、一部を含むものを並列にするのは認められない。なお、一般的に知られている地名等であっても「又は表示」をする場合は、「又は表示」の要件である、資料の保管、注意書きは必要になる。
- 「岩手県産又は国産」や「岩手県産又は東北」とか「又は」に同じ地域が入っているものを並列するのは認められない。「紫波町産又は岩手県産」といったときには、どちらにも紫波町が入っているので同様。

◆質疑・意見交換

- 6 産地、製造地を書くときに、「紫波町」だけでいいのか
「紫波町産」の「産」を必ず入らなければいけないのか。
また、製造地を書くときに、「岩手県産」なのか、「岩
手県」だけでも認められるのか。

⇒

- ・ 対象が生鮮食品の場合、例えば「アメリカ」、「アメリカ産」どちらでも構わない。ただし、対象が加工食品で製造地になる場合「～製造」は必須になる。「岩手県製造」「アメリカ製造」等。

◆質疑・意見交換

7 加工食品の販売で添付されるソースが入っている場合、例えば、ハンバーグの豚肉が1位、添付されるソースの1位がトマトケチャップの場合、どう考えるのか。

⇒

- ・ 基本的には、これまでの詰め合わせ食品の概念と同じである。一つの食品であればその重量割合上位1位のもの、単なる詰め合わせで別々の表示がされているのであれば、別々に表示していただく。

(次ページに続く)

◆ 質疑・意見交換

- 資料p35 QA原原11に、詰め合わせ商品の表示対象について解説している。基本的には、詰め合わせ商品であっても、重量割合上位1位の原材料のうち、製品全体でみて重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要がある。表示例に、チョコレートとクッキーの詰め合わせ商品があるが、チョコレートのカカオマスが義務表示の対象となる。また、クッキーの重量割合上位1位の小麦粉にも原産地表示をすることが望ましい。また、製品全体で同じ原材料が複数表示される場合、この例だと、どちらにも含まれる砂糖を合算しなくてもよい。基本的には構成要素でみて重量割合上位1位が義務となる。あえて二つを足して重量割合上位1位のものを出す必要もないし、構成要素毎に重量割合上位1位のもの全て対象としているわけでもない。
- ハンバーグの添付たれがある場合、添付たれが商品の中の1つとして書かれているのであれば、ハンバーグの重量割合上位1位だけでよい。別々の商品であれば、別々に書くのが基本なので、添付たれにも表示が必要になる。

◆質疑・意見交換

8 原材料の1位に発芽玄米がくる場合、玄米を発芽させているところ、製造地を書けばいいのか、玄米自体の産地を
かけばいいのかで判断に迷ったことがある。発芽玄米自体が
生鮮になるのか、加工になるのかということになるが教えて
ほしい。

⇒

- ・ 単にお湯につけて発芽させただけのいわゆる発芽玄米は、玄米
としての本質が変わらないため生鮮食品と整理。一方で、特殊な
行程を経るなど、玄米としての本質が変わるものは加工食品にな
るのではないかと思う。QAでそうあったかと思う(Q&A玄米精米-
8)。加工食品であれば、製造地表示である。発芽玄米は米穀にあ
たるので、商品が米トレ法の対象であれば、発芽玄米の産地が今
でも表示されていると思う。

◆質疑・意見交換

9 QA原原19の件だが、「国産である旨の表示に代えて、より狭く限定され、範囲が明確な地域として、都道府県名その他一般に知られている地名で表示することも可能」とあるが、市町村名でもいいということか。また、枠外で紫波町産と書いて一括表示で岩手県産とかくのはありか。

⇒

- 一般に知られている地名として市町村名を表示して構わない。ただし、岩手県の消費者は「紫波町産」と書いてもどこかわかるがそれが他県にまわった場合、どこの紫波町かわからない場合もあるので、他県の行政から指導を受ける場合がある。市町村の表示については、場所によっては誤認される、わからない場合があるのでそういう場合は注意願いたい。
- 一括表示内と枠外の表示について、枠外の表示については景品表示法との関係にもなるが、中と外が矛盾していなければ問題はない。枠外にだけ表示する場合は、強調表示という話になってくるので原料原産地とは違う表示となり、割合を表示しなくてはいけない。

◆質疑・意見交換

10 ストレートジュースの搾汁を他の業者に依頼し、弊社で容器に詰めているが、その場合、原材料のりんご、ぶどうは、産地「岩手県産」でいいのか、「岩手県製造」になるのか。

また、発芽玄米を原料に液糖にして、その液糖をヨーグルトにしている場合、米トシにからんでくるのか。原料的には2番目になるのであえて産地名を書かなくてよいのか。

⇒

- ・ ストレートジュース、果実飲料は個別に品目の基準がある。原材料名は、「りんご」と表示する。基本的には書かれているものに表示するので原材料名欄に「りんご(岩手県産)」でもよいし、原料原産地名欄を設けて、「岩手県産(りんご)」としてもよい。産地は、岩手県産のりんごであれば「岩手県産」で構わない。
- ・ 発芽玄米から製造した液糖を使用したヨーグルトについてだが、液糖は米トシの対象から外れる。米トシ法の対象の場合は、重量割合上位1位でも、2位でも産地表示の対象となる。液糖が重量割合上位1位になった場合、「液糖(岩手県製造)」の表示になる。

◆質疑・意見交換

11 発芽玄米について、栄養素のある胚芽の部分と小麦の胚芽の部分を使用しているが、これは米トシ法に基づく産地表示が必要か。米と小麦の胚芽の部分をカットして南部せんべいの表面にトッピングして使用している。

⇒

- ・ 胚芽の部分は米トシ法の対象外。なお、それが重量割合上位1位になった場合は、原料原産地名を表示することになる。

◆質疑・意見交換

12 一関市は9市町村が合併しており、大東町、川崎村が、一関市大東町、一関市川崎町となっている。産直で、「大東町産」「川崎町産」と表示したいといわれるが、一関市より細かいので、一般的とは言えないのではないかということで、「一関市大東町産」と記載するようにと指導しているが方法として間違いないか。

⇒

- ・ その方法で構わないかと思う。

◆質疑・意見交換

13(1) しょうゆ、マヨネーズ、ケチャップをコンテナ等で仕入れて小袋詰めにした場合の原料原産地の表示方法だが、例えば、しょうゆの原材料に「しょうゆ（大豆、小麦、食塩）（国内製造）」といった表示になるのか。また、小分けしただけなので、加工者になるのか。

⇒

- ・ 業務用を仕入れて小分けする場合だが、小分けは、原材料名をそのまま転記することが基本となる。しょうゆの原材料は、「大豆、～」となっていると思うので、対象原材料の大豆の原料原産地名を表示する。先ほどの説明で、業務用にまわるものは、一部のものを除いて製造地のみ必要だと話したが、「一部のもの」に小分けが入る。通常、業務用しょうゆの場合、国内で作っていけば、国内製造である旨を伝えて、原料原産地は不要である。

(次ページに続く)

◆ 質疑・意見交換

業務用のしょうゆを使って何か別の商品を作るので、例えば、重量割合上位1位がしょうゆである場合、「しょうゆ(国内製造)」となるが、小分けの場合は、業務用であっても原料原産地が伝達され、転記されることになるので、しょうゆの原材料の「大豆(〇〇産)、……、」となる。小分けされる場合は、業務用であっても原料原産地が表示されることになる。

また、小分けは加工にあたるので、加工者の表示になる。

- 資料p9の上段にあるが、新基準のところ、「改正前の基準で表示義務がある加工食品に、おにぎりのり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品などを追加」とある。通常、業務用加工食品については、その商品の製造したところがどこかが表示されればいいが、小分け向けの業務用加工食品については、原料原産地表示が義務化されているので、小分け業者はそのまま転記することになる。

◆質疑・意見交換

13(2) 表示に責任を持つ事業者がまた違う場合は、販売者として、うちは加工者として表示することによいか。

⇒

- ・ そのとおり。

14 かつお削りぶしを仕入れて、小分けする場合も同じによいか。

⇒

- ・ そのとおり。ただし、「かつお削りぶし」は今でも原料原産地表示の義務があったが、対象原材料は加工食品の「かつおのふし」になるので、今までは、「〇〇産」だったが、今後は、「〇〇製造」と表示する。

◆質疑・意見交換

15 (1) 仮に一括表示に岩手県産と表示して、注意書きに紫波町産を含むという表示の仕方は可能か。

⇒

- ・ 枠外に表示することは、食品表示基準から外れるところもあるがそれが虚偽でなければよいが、消費者の方が、悩むような表示は避けたほうがいい。

(2) 宮古市産のそばを使うが、冷夏で岩手県産のものを使うということも考えられるので、岩手県産のみ記載するのか、宮古市産を含むと表示できるのかどうかお聞きしたかった。

⇒

- ・ 宮古市産と記載しながら、他の地域を使うのは認められない。基本的には、岩手県産と表示することになる。

◆その他

- ・ 原料原産地表示については、パンフレットの最後にある農林水産省についても相談を受け付けており、東北農政局、あるいは、FAMICの仙台センターにもお問合せしていただきたい。

受け付けた者が悩むような問合せであれば、農林水産省と消費者庁で相談して回答させていただいている。

- ・ 東北農政局 消費・安全部 表示企画課

☎022-221-6108

- ・ 農林水産消費安全技術センター 仙台センター

☎050-3481-6022

説明会の参加者からの主なご意見

- ◆ 中間加工原料について、お客様の理解が進んでいないように思う。「〇〇産」「〇〇製造」の違いをニュース等で徹底させるべき。
- ◆ 表示の情報が多すぎて逆にわかりにくい表示ルールになってきています。しっかり消費者の目になって考えてほしいです。
- ◆ 結構な割合で表示に関して御理解されていないと感じます。ホームページや冊子等興味のある人が接する受け身の普及ではなく、集中してのTVCM放映等、あらゆる人々が情報にふれるようにして頂ければと思います。
- ◆ 外食産業について対象外との事ですが、数年前、全国的に、レストラン等で産地の虚偽表示が多数ありましたが、お客様にわかるように、ある程度の表示の義務づけが必要かと思えます。
- ◆ 表示については増えるばかりですので、とても良い勉強になりました。
- ◆ 今後、実際にすすめて行く段階で、疑問が生じる可能性が高いので、むしろこれからも質問や相談できる場を設けてほしい。
- ◆ 新法対応の説明会が少ないと思う。原料原産地表示と共に対応していく会社が多いと思うので、特に気を付ける点も説明していけばいいと思う。